

(日額)

事業	世帯	利用児童年齢	保護者負担金基準額
短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	生活保護世帯	2歳未満児	0円
		2歳以上児	
	市町村民税非課税世帯 (母子・父子・養育者家庭を含む。)	2歳未満児	1,100円
		2歳以上児	1,000円
	その他の世帯	2歳未満児	5,350円
		2歳以上児	2,750円
夜間養護等 (トワイライトステイ) 事業	生活保護世帯	－	0円
	市町村民税非課税世帯 (母子・父子・養育者家庭を含む。)	－	1,100円
	その他の世帯	－	5,350円

※養育者家庭とは、母子・父子以外の児童を養育している家庭のこと。